

1. 改正の概要

- ・消費税率10%の引上げ時期が平成29年4月1日へ変更されたことに伴い、消費税率の引上げによる住宅投資への影響の平準化及び緩和の推進のため、次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限(平成29年12月31日)が平成31年6月30日まで1年6ヶ月延長されます。

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

居住年	控除期間	借入限度額	適用年	控除率	各年の控除限度額	(10年間の)最大控除額
平成26年4月 ～ 平成31年6月	10年間	4,000万円 (5,000万円)	1～10年目	1.0%	40万円 (50万円)	400万円 (500万円)

(※)括弧書きは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅を取得等した場合

2. 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

居住年	各年の控除限度額	(5年間の)最大控除額
平成26年4月～平成31年6月まで	12.5万円	62.5万円

3. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

住宅耐震改修が完了した年	控除限度額
平成26年4月～平成31年6月まで	25万円

平成27年度 税制改正解説

個人所得課税～住宅ローン控除等の適用期限の延長②

4. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

居住年	控除限度額	
	省エネ改修工事	バリアフリー改修工事
平成26年4月～平成31年6月まで	25万円	20万円

5. 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

居住年	控除限度額
平成26年4月～平成31年6月まで	65万円

6. 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

居住年	各年の控除限度額	(10年間の)最大控除額
平成26年4月～平成31年6月まで	60万円	600万円